

特定非営利活動法人 浦和スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人浦和スポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目11番地14号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会におけるスポーツの普及と振興を図り、青少年の健全な心身の発達を促すとともに、子どもから大人まで生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができるスポーツ文化の根付いた社会の形成に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下同法を単に法という)に基づき、次のことを行う。

- 1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 2 子どもの健全育成を図る活動
- 3 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- スポーツの普及に関する事業
- スポーツ選手の育成に関する事業
- 生涯スポーツの振興に関する事業

第2章 組織

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の維持、発展を志し入会した個人。
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人および団体。

(入会手続き)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書と、別に定める入会金、および所定の会費を沿えて理事長に申し込み、承認の手続きを経て会員となる。

- 2 理事長は、会員の申し込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定めるところによる入会金、会費をすみやかに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 退会しようとする会員は、理事長にその旨書面で届け出て、いつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員に次の各号の行為があったときは、理事会において理事会構成役員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

- 1 この法人の名誉を著しく毀損し、または秩序を乱したとき
- 2 その他この法人の会員としてふさわしくない著しい非行があったとき
- 3 この定款に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費、入会金、およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第13条 この法人に以下の役員を置く。

- (1) 理 事 8人以上15人以内
- (2) 監 事 1人または2人
 - 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(特別職)

第14条 この法人は、理事会の承認により顧問等(顧問、相談役)の特別職を置くことができる。ただし、特別職は、法上の役員に含まれないものとする。

- 1 顧問 専門的分野に知識を持ち、本会が実施する事業の各分野において専門的見地から助言を行う役割を担う者。

- 2 相談役 本会全体の運営的ことがらについて助言、支援をする役割を担う者。

(名誉職)

第15条 この法人は、本会の設立及び地域スポーツの普及と振興に特に貢献したと認められる者について、理事会の承認により名誉職に選定することができる。ただし、名誉職は、法上の役員に含まれないものとする。

(理事)

第16条 理事は総会において正会員から選任する。

- 2 理事は、会務を執行する。

(理事長および副理事長)

第17条 理事長および副理事長は理事の互選により選任する。

- 2 理事長は理事会の議決に基づき、会務を掌理する。ただし、緊急を要する事項については専断することができる。この場合は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、または、理事長が欠けたときはその職務を代行する。

(監事)

第18条 監事は総会において選任し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第19条 本法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(解任)

第20条 本法人の役員が、役員としてふさわしくない行為をした場合、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任及び報酬等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX、

電子メールのいずれかをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX、電子メールのいずれかをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。但し、理事会の議決に基づく場合は、この限りではない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 専門委員会

（専門委員会）

第42条 この法人は理事会の決定に基づき、別に専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の組織および構成その他必要な事項は理事会でこれを定める。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第44条 この法人の資産は次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業

（資産の管理）

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第51条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金等)

第53条 この法人が、予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、法第25条第3号に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうちから、総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付 則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事	倉持 守三郎
”	戸苅 晴彦
”	塩野 潔
”	青木 宏至
”	金子 文明
”	池森 俊文
”	金澤 珠樹
”	大村 哲哉
”	小野崎研郎
”	土橋 則久
”	石井 亮二
”	伊澤 浩助

監 事 三戸 一嘉
 " 宮原 正弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から2005年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
- | | |
|-----|---------|
| 入会金 | 2,000円 |
| 年会費 | 10,000円 |
- (2) 賛助会員
- | | |
|-----|----------------------|
| 入会金 | なし |
| 年会費 | 個人 1口1万円 |
| | 法人 1口3万円、5万円、10万円 |